

令和 8 年度



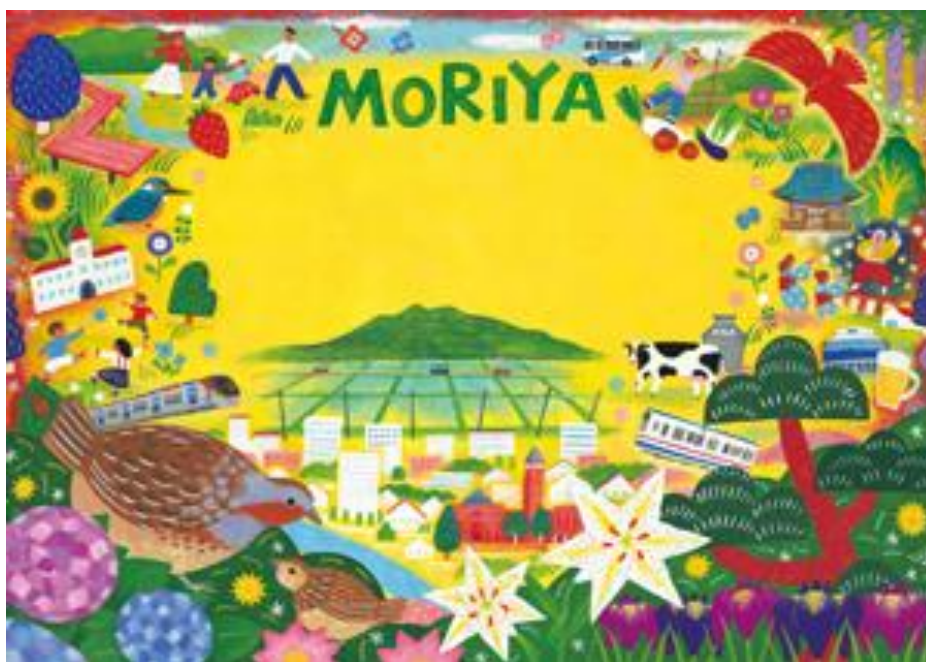
守谷市放課後児童クラブ利用案内



守谷市では、放課後の子どもの健全育成を図るため、「放課後子ども総合プラン」として「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の事業を連携して、各小学校単位で実施しています。

「放課後児童クラブ」は、放課後帰宅しても就労又は疾病等により保護者が家庭にいない市内在住または市立小学校児童を対象に、支援員等の指導のもと適切な遊びや生活を通して健全育成を図っています。

一方「放課後子ども教室」では市立小学校児童を対象として、放課後に小学校施設を活用し、地域の方々の協力を得ながら「児童の居場所づくり（遊びや体験等）」を行っています。



お問い合わせ

守谷市教育委員会 生涯学習課 生涯学習グループ

〒302-0198 守谷市大柏950番地の1

電話 0297-45-1111（内線 273・274）

FAX 0297-45-5703



1 目的

保護者が就労等により昼間留守家庭となる児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の子育てを支援します。

2 運営方法

守谷市が設置する市内 9 か所の児童クラブは、民間企業に運営を委託しています。

3 開所日時・閉所日

開所日時	平日	下校時～午後 7 時	※終了延長保育あり
	土曜日・学校休業日	午前 7 時 30 分～午後 7 時	※開始・終了延長保育あり
閉所日	日曜日		
	国民の祝日に関する法律に規定する休日		
	8 月 13 日から 8 月 16 日		
	年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）		

※春休み及び冬休みの児童クラブ開所期間は、公立小学校の長期休業期間に準じます。

※開始延長保育 午前 7 時から午前 7 時 30 分まで（別途料金発生・6 ページ目参照）

※終了延長保育 午後 7 時から午後 7 時 15 分まで（別途料金発生・6 ページ目参照）

- ◆天候の悪い日等は、児童の安全を考慮し、早めのお迎えをお願いすることがあります。
- ◆感染症流行や自然災害の発生（見込み）等により、開所できない場合があります。
- ◆習い事等で一度クラブから退室した場合は、同じ日に再びクラブを利用することはできません。

4 実施場所

児童クラブ名	所在地	連絡先	定員
守谷小学校児童クラブ	本町 858 番地	TEL 48-1964	280
御所ヶ丘小学校児童クラブ	御所ヶ丘五丁目 15 番地	TEL 48-9310	115
松ヶ丘小学校児童クラブ	松ヶ丘四丁目 12 番地	TEL 44-8110	200
郷州小学校児童クラブ	みずき野五丁目 4 番地 1	TEL 48-8163	120
黒内小学校児童クラブ	第 1・第 2 児童クラブ（A 棟） 百合ヶ丘二丁目 2349 番地	TEL 48-4509	80
	第 3・第 4 児童クラブ（B 棟） 百合ヶ丘二丁目 2540 番地の 1	TEL 48-1177	80
	・第 5・第 6・第 7・第 8 児童クラブ（C 棟） 百合ヶ丘二丁目 2540 番地の 1	TEL 21-8118	160
	第 9・第 10 児童クラブ（特別棟 2 階） 百合ヶ丘二丁目 2349 番地	TEL 48-4509	60
松前台小学校児童クラブ	松前台二丁目 16 番地	TEL 48-8977	80
高野小学校児童クラブ	高野 1342 番地	TEL 46-3447	75
大井沢小学校児童クラブ	薬師台四丁目 12 番地	TEL 45-6466	160
大野小学校児童クラブ	野木崎 492 番地	TEL 48-0093	80

●土曜日利用の場合

守谷小学校児童クラブ	守谷小・郷州小・高野小の児童
黒内小学校児童クラブ	黒内小・松ヶ丘小・大野小の児童
松前台小学校児童クラブ	松前台小・御所ヶ丘小・大井沢小の児童

※開所時間

午前7時30分～午後7時

(開始延長保育希望者は午前7時～ / 終了延長保育希望者は午後7時15分まで)

※実施場所は、上記3つの施設です。(利用希望者数等により、実施施設を変更する場合あり)

※毎月10日までに、土曜日利用計画書(翌月分)を提出してください。

5 利用対象児童

守谷市在住または市立小学校に通学する児童

※私立または市外の小学校に通学する児童については、原則住所が属する小学校区のクラブを利用することとなります。

※民設民営児童クラブとの併願はできません。

限られた施設(部屋数)での受入れとなっているため、ご協力をお願いいたします。

6 利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

利用要件を満たさなくなった場合(家庭での保育が可能となった場合など)は、その月までの利用となります。

7 利用要件

保護者が次のいずれかの要件に該当するため、放課後や長期休業期間などに児童の保育ができないと市長が認めた場合

利用要件	要件の概要(必要書類は4ページ)	承諾期間
就労	常時仕事をしていること。 ※週3日以上かつ1日4時間以上	就労期間
出産	出産前後で保育ができない。 ※育児休暇期間中の利用不可	産前6週の属する月の初日から、産後8週の属する月の月末までの間
疾病	長期の治療を必要とする疾病もしくは負傷により保育できない。	児童の保育が出来ない期間
看護・介護	長期にわたり、病気や障がいの親族を介護している。	
就学	就学や職業訓練等のため保育ができない。	就学期間
災害復旧	災害復旧にあたっていること。	児童の保育が出来ない期間
その他	上記に類する状態で市長が利用を認める場合	

なお、下記に該当する方は原則利用できません。(「就学指定校の変更に関する取扱要綱」抜粋)

- ・父母の勤務場所や自営業地等の指定校に就学を希望する場合(就学校変更要件6)
- ・父母の就労により養育する祖父母宅等の住所地指定校に就学を希望する場合(就学校変更要件7)

8 提出書類 ※ 書類に不備（不足）がある場合は受付できません。

- ① 児童クラブ入所申込書 児童一人につき1枚
 - ・ 現在の状況を漏れなく記入してください。
 - ・ 祖父母等が同居している場合は、世帯の別に関係なく同居者全員を「家族氏名」の欄に必ず記入してください。
- ② お迎え者リスト（同居者以外）
同居者以外でお迎えの方がいる場合（友人・習い事スタッフ等）、記入してください。
- ③ 児童の間診票 児童一人につき1枚
心身の発達や言葉に遅れがある、持病がある、アレルギーを持っている児童は、「7. その他」の欄に具体的にご記入ください。記入内容は審査に影響しません。
- ④ 利用要件を確認、証明する書類（印鑑不要）

利用要件	必要書類
就労	「就労証明書／産休・疾病等申告書」 別紙「就労証明書」に勤務先で証明を受けてください。 （土曜日利用の場合は、土曜日勤務記載のこと） ※保護者分の提出が必要。 ※きょうだいで入所申込する場合は、児童1人分で構いません。 ※自営業の場合、<u>個人事業開業届（写）等の仕事内容が分かる書類も必要。</u>
出産	「就労証明書／産休・疾病等申告書」及び 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ） ※産前6週間、産後8週間
疾病	「就労証明書／産休・疾病等申告書」及び 医師の診断書又は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳のいずれかの写し
看護・介護	「就労証明書／産休・疾病等申告書」及び 介護を要する者の病状等が記載された医師の診断書又は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳・要介護認定書等のいずれかの写し
就学	「就労証明書／産休・疾病等申告書」及び 在学証明書・学生証の写し・授業のカリキュラムのいずれかの写し
災害復旧	^り罹災証明書の写し
就労予定	確約書（提出後1か月以内に就労できない場合は退所となります。） ※夏休み利用については、利用児童数多数のため就労が決まっていない場合、申込できません。

◆就労証明書は、証明日から3か月以内のものを提出してください。

《保育所利用の弟妹がいる方へ》

弟妹がいる方で、すすく保育課の手続きにおいて就労証明書を提出されている場合、保護者から同意をいただいた上で、生涯学習課が確認しますので、生涯学習課に別途、就労証明書を提出いただく必要はありません。また、すすく保育課への証明日の問合せは不要です。なお、令和8年4月入所の方のうち、令和7年11月に申請（11月28日〆切）される方に関しまして、現況届に添付した就労証明書の証明日が令和7年5月31日以前の場合には、就労証明書を再度取得いただく必要がございますので注意願います。

9 保育料等（保育料、時間外保育料および傷害保険料の日割りはありません。）

（１）児童クラブ保育料

※夏休みに児童クラブを休所する場合、前月１５日までに休所届を提出すると規定の額に減額されます（前月１５日が土・日曜、祝日の場合は前開庁日が締切。）。

◇通年利用申込の場合

（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月～金 利用	4,500	3,500	3,500	5,000 (休所： 2,500)	5,000 (休所： 1,000)	3,500	3,500	3,500	4,000	4,000	3,500	4,500
月～土 利用	5,500	4,500	4,500	6,000 (休所： 3,500)	6,000 (休所： 1,500)	4,500	4,500	4,500	5,000	5,000	4,500	5,500

※利用の有無にかかわらず、保育料は発生します。

◇長期休業期間のみ利用（長期利用）申込の場合

	4月 春休み (4/1～7)	7月 夏休み (7/21～31)	8月 夏休み (8/1～24)	12月 冬休み (12/25～28)	1月 冬休み (1/4～7)	3月 春休み (3/25～31)
月～金 利用	1,500	2,500	4,000	1,000	1,000	1,500
月～土 利用	2,000	3,000	4,500	1,500	1,500	2,000

（２）児童クラブ保育料の減免

次のアからエに該当する方は、保育料が減免となる場合があります。入所決定後に「児童クラブ保育料減免申請書」を提出してください。

ア ひとり親世帯で令和７年度住民税が非課税世帯の場合

※ 令和７年１月２日以降、守谷市に転入された方は、令和７年１月１日時点で住民票のあった市区町村役場にて「令和７年度非課税証明書」を取得し、提出してください。

イ 同一世帯に児童クラブ利用児童が２人以上いる場合（２人目以降）

ウ 生活保護世帯に該当する方

エ 災害その他やむを得ない理由があるとき（被災状況が分かる罹災証明書等写し）

(3) 時間外保育料（開始延長・終了延長保育）

時間外保育	開所日	時間	料金 (1回につき)	申込み方法
開始延長	土曜日 学校休業日	午前7時～午前7時30分	100円	「守谷市児童クラブ入所申込書」下段の「時間外保育の利用」に✓
終了延長	開所日全日	午後7時～午後7時15分	100円	

※減免は「(2) 児童クラブ保育料の減免」に準ずる。

(4) 納入方法

口座振替になります。

ただし、引落口座が守谷市口座振替取扱機関でない場合は納付書を郵送します。

なお、守谷市口座振替取扱機関名や口座振替依頼書の提出方法は入所決定通知書類にてお知らせします。

【引落日】 ※引落日が土・日曜、祝日の場合は金融機関の翌営業日。

・児童クラブ保育料 … 毎月26日

・児童クラブ時間外保育料 … 20日(10月と令和9年5月)

→児童クラブ保育料引落口座からお引落。

(5) 傷害保険

児童クラブ内及びクラブと自宅の通常の経路中での万が一の事故等に備えて、傷害保険の加入が必要です。

① 保険料は児童1人につき年額800円です。退所や利用が無かった場合でも返還されません。(保険料は、入所の時期に関わらず一律の金額となります。)

→児童クラブ保育料引落口座からお引落。

② 補償内容

【死亡保険金】	3,000万円
【後遺障害保険金(最高)】	4,500万円
【入院保険金(180日限度)】	日額 4,000円
【通院保険金(30日限度)】	日額 1,500円
【賠償責任保険支払限度額】	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円
【突然死葬祭費用保険支払限度額】	180万円



③ 適用期間

令和8年4月1日(午前0時)から令和9年3月31日(午後12時)まで

(6) 活動費(保護者会)

毎月のおやつ・児童が使用する消耗品代等として、児童1人につき2,500円程度を児童クラブに納めていただきます。金額は児童クラブごとに保護者会で決定します。

※ 支払方法は各児童クラブによって異なります。

10 入所審査

保護者の就労状況等について審査し、入所の必要度の高い順に決定します。

- (1) 第1学年から第6学年の学年が低い順
- (2) 同学年の場合は次の順
 - ①ひとり親家庭の児童
 - ②保護者の疾病等のため保育ができない家庭の児童
 - ③保護者が共に就労している家庭の児童

11 入所決定

- ・4月入所の方は、2月下旬に保護者宛に通知します。
- ・5月以降の入所の方は、入所希望前月の下旬に保護者宛に通知します。

※特別な配慮が必要と思われる児童については、入所前に個別面談をさせていただく場合があります。

12 入所後の注意事項

(1) 入所決定の取消

次に該当する場合は、入所決定の取消し又は退所していただく場合があります。

- ① 児童クラブの運営上支障があると認められる児童の場合
- ② 保護者等の離職により、家庭において保育ができる状態となったとき
- ③ 児童クラブ保育料、児童クラブ時間外保育料、傷害保険料を滞納したとき
- ④ 入所の申請に虚偽又は不正があった場合
- ⑤ 就労証明書を期日までに提出しなかった場合

(2) 児童クラブの利用にあたって

- ① 家庭状況が変わった場合（住所や家族の状況等）は、速やかに「児童クラブ変更届」を提出してください。
- ② 休所届は下記に該当する場合に提出できます（提出期限は休所希望月の前月15日。前月15日が土・日曜、祝日の場合は前開庁日が締切。）。

ア 通年利用者

- ・夏休みを休所する場合
- ・児童の疾病または怪我により、児童クラブを1か月以上利用できない場合

イ 長期利用者

- ・春、夏、冬休みを休所する場合

- ③ 利用内容の変更又は退所する場合は、変更（退所）希望月の前月15日までに「児童クラブ変更（退所）届」を提出してください。（前月15日が土・日曜、祝日の場合は前開庁日が締切。）
- ④ 帰宅方法

午後7時までには、必ず保護者又はお迎え者登録している18歳以上の方のお迎えをお願いします。なお、当日緊急の事情により約束の時間までにお迎えができない場合は、必ず早めに児童クラブに連絡してください。（午後7時から7時15分は延長保育扱い）

◆午後7時15分を過ぎる方は、ファミリーサポートセンターの利用をご検討ください。

- ⑤ 与薬は原則行いません。やむを得ず与薬の介助が必要な場合は必ず児童クラブへ、事前にご相談ください。
- ⑥ 緊急連絡はスクリレで配信しますので、必ず入所前にスクリレの登録をしていただきます。

（３）学校・クラブが休校・閉所の場合

災害（台風、地震、降雪等）が発生した場合や発生が予想される場合、又は集団風邪・感染症等により学校が休校になった場合は、児童クラブも閉所又は休所となります。授業途中で休校となった場合も原則として閉所します。また、学級閉鎖の場合も、該当クラスの児童は利用できません。

なお、学校の長期休業期間中に閉所となる場合（震度５弱の地震など）は、生涯学習課からスクリレにて連絡します。お預かり中の場合は、早急にお迎えをお願いします。

（４）安全対策

- ①事業を実施する施設の点検など、児童の周辺の状況を配慮し、事故の未然防止に努めています。
- ②問診票を確認し、アレルギー対応など支援が必要な場合は、随時、保護者と相談をしています。
- ③火災、地震、不審者侵入、Ｊアラートなどの緊急時のマニュアルを整備し、避難訓練を実施しています。
- ④外活動の始まりと終わりには、準備体操・ケガの有無の確認を行っています。

（５）クラブでの過ごし方

クラブの目的は「生活の場」の提供です。学習に取り組むよう指導は行いますが、学習内容を教えることは行いません。

（６）感染症に関するお願い

感染症拡大を防止するため、次のことにご理解・ご協力ください。

- ① クラブ内で感染者が複数人確認された場合は、一定期間児童クラブを休所する可能性があります。
- ② お子さん本人だけでなく、同居家族が発熱や風邪症状がある場合、ご利用はご遠慮ください。また、出席停止期間中は、児童クラブを利用できません。
- ③ 保育料の日割り計算は行いません。また、クラブ内で複数人感染者が確認され、臨時休所となった場合も、原則保育料の還付はできませんので、ご注意ください。
- ④ 保護者の皆様には、日頃からお子さんとご自身の体調に十分ご注意ください、いざという時のために、ご家庭での保育についてご検討くださいますようお願いいたします。またスクリレは必ず登録してください。

